

第五十一回国会 参議院内閣委員会 會議録第二十二号

昭和四十一年四月二十七日(水曜日)

午前十時五十六分開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

青田源太郎君

補欠選任

八田 一朗君

出席者は左のとおり。

委員長

熊谷太三郎君

理事

柴田 榮君

船田 謙君

伊藤 颯道君

北村 暢君

委員

石原幹市郎君

塩見 俊二君

三木與吉郎君

中村 英男君

鬼木 勝利君

多田 省吾君

中沢伊登子君

國務大臣

運輸大臣

中村 寅太郎君

労働大臣

小平 久雄君

國務大臣

松野 頼三君

政府委員

防衛施設庁長官

小幡 久男君

防衛施設庁施設部長

財清 功君

厚生政務次官

佐々木義武君

厚生大臣官房長

梅本 純正君

厚生大臣官房会計課長

戸澤 政方君

長生省医務局次長

渥美 節夫君

社会保険庁長官

山本 正淑君

運輸大臣官房長

深草 克巳君

運輸省港湾局長

佐藤 肇君

運輸省自動車局長

坪井 為次君

運輸省航空局長

佐藤 光夫君

海上保安庁次長

岡田京四郎君

労働大臣官房長

辻 英雄君

労働省労働基準局長

村上 茂利君

事務局側

伊藤 清君

常任委員会専門員

河毛 一郎君

説明員

安積健次郎君

運輸省港湾局参事官

猪口 猛夫君

運輸省船舶技術研究所電子航法部長

今里 能君

海上保安庁警備救難部長

木村 耕三君

気象庁予報部長

柏原 及也君

気象庁地震課長

本日、の会議に付した案件

日本国鉄道公

安本部長

防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷太三郎君) それではただいまから

内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る二十日青田源太郎君が辞任せられ、その補欠として八田一朗君が選任されました。

○委員長(熊谷太三郎君) 防衛施設周辺の整備等に関する法律案を議題といたします。

本案は去る三月二十三日、予備審査のため本院に送付され、四月二十二日、本委員会に予備審査のため付託されました。

それでは提案理由の説明を聴取いたします。松野防衛庁長官。

○國務大臣(松野頼三君) 防衛施設周辺の整備等に関する法律案の提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

従来防衛施設周辺対策としては、米駐留軍の行為によって生じ得る特定の事業の経営上の損失について法律に基づき所要の補償措置を講ずるほか、米駐留軍及び自衛隊の行為に起因する各種の障害については、予算措置によりこれらの防止等を実施してまいりました。

しかしながら、このような防衛施設周辺対策の実施は、国民生活にとり、密接な関係を有するものでありますので、その対策の基本を法律に定め、防衛施設周辺の整備等を積極的に実施する必要があると考え、ここにこの法案を提案いたすこととしたのであります。

この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、自衛隊等の射撃、爆撃その他の行為により生ずる障害を防止し、または軽減するため、あるいは航空機等により生ずる著しい音響を防止し、または軽減するための工事につき国が補助するものとしたことであります。

第二は、防衛施設の運用によりその周辺地域の住民の生活または事業活動が著しく阻害され、あるいは認められる市町村が、生活環境施設または事業経営の安定に寄与する施設の整備をはかることは、国が補助することができるとしたことであります。

第三は、自衛隊等の使用する特定の飛行場の周辺において住民のこうむる障害の軽減に資するため必要があるときは、国は、一定の区域に所在する建物等の移転等の補償及び土地の買入れをすることができるとしたことであります。

第四は、第一または第二に述べた措置を行なう地方公共団体その他の者に対し、国は、資金の融通あつせんにつとめることができるとともに、普通財産の譲渡等を行なうことができることとし、かつ、関係行政機関の長は、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備をはかるようつとめるものとしたことであります。

最後に、自衛隊の航空機の離着陸等のひんぱんな実施その他の行為により特定の事業に経営上の損失を与えた場合においては、国が補償するものとしたことであります。

以上法律案の提案の理由及び内容を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る四月八日、衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。

なお、衆議院におきましては、修正議決されております。その修正点は、お手元にお配りいたしましたように、附則の施行期日を「この法律は、

昭和四十一年四月一日から施行する。」を「この法律は、公布の日から施行し、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。」と修正されております。

本案の提案理由の説明は去る二月十五日聴取いたしました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。園
係当局的御出席は、中村運輸大臣、深草官房長、
佐藤港灣局長、佐藤航空局長、岡田海上保安庁次
長、以上の方でございます。御質疑のおありに
なる方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 本法案に関連して二、三お伺いしたいと思いますが、まず順序として、港灣に直接関係の面でお伺いいたしますが、この提案理由の説明を見ますと、海運局で所掌している航法に関する事務を今回海上保安庁に移管するということでありますが、その理由は一体どういうことですか、まずそこから御説明いただきたいと思います。

○政府委員(深草克巳君) 経過から申し上げますが、海上保安庁は、昭和二十七年七月以前には、法令の海上におきます勸行等、海上における治安の維持をはじめとして、水路、航路標識に関する事務、それから船舶の安全に関する検査、船舶職員の資格及び定員、水先人、それから航法及び信号、海難救助に関する事務、これらについても、制度の企画立案事務までその実施事務として所掌いたしておたわけでございます。しかしながら、船舶検査や船舶職員免許に関する事務は、それぞれ船舶行政、船員行政にも密接な関連がございますので、本省船舶局、船員局において総合的にやったほうが能率的であり、また効果的である。また海難救助、航法及び船舶交通の信号、航法に関する制度の企画立案に関する事務は海運事務局の所掌をいたさしまして、実施事務を海上保安庁にやらせたほうが業務の成果の向上が期せられるというよりなことで、昭和二十七年七月にそういった移管をやったわけでございますが、その後御承知のようなマリアナその他の遠距離海難の救

助体制の強化の問題及びタンカー等、危険物積載船舶の増加に対処いたします海上消防体制の強化の問題、それから一般的には船腹量が急にふえまして、またその船が大形化してまいっております。

それから高速化したしております。それから海上交通がふくそりをいたしましたので、海上交通の

規制の強化あるいは航路の確保の問題、それから最近海に橋がかかるというような問題もございまして、そういった航路の規制をいたすというふうなことも早急に検討する必要性に迫られたわけでございます。海上保安庁がやはり現場第一線でござ

行った実務をやっておりますので、その実務に並行いたしましたして、現地の実情に詳しい海上保安庁にそれらの航路規制のいわゆる企画事務というよりななものも移したほうが今日の世に合うのではないかとというようなことで、昭和二十七年の制度改正をまた反省の上ひっくり返しまして、海上保安庁のほうに移すことにいたしましたわけでございます。

○伊藤藤道君 いま御説明の要旨があつたわけですが、そつだとすると、海上保安庁では、今後航法に関する事項については企画立案からその実施まで一元的にこれを行なり、そういうことにならうかと思ひのですね。

そこでお伺いするわけですが、従来、航法に関する事務の運用に当たつてきた海上保安庁としては、海上交通の安全を期するためには関係法律上、検計を要する必要があるかと思ひのですね。そこで、そういう点があるかと思ひのですね。それから、こういうことからお伺いしたいのです。関係の法律がいろいろあつたかと思ひのですね、その上に再検計を加える必要があるのじゃないか、そういうふうな考えられるわけですが、けれども、そういう必要はあるのかないのか。もしあるとすればどういふ点かと、こういう意味です。

○政府委員(深草克巳君) 海上の交通の安全を確保するための法律といしましては、海上衝突予防法、港則法とかその他ございますが、特に陸上におきます交通規制と同じように、海上において

も、特に瀬戸内海などの非常に交通量の激しいところは航路の規制をしなければいけないのじゃないか。たとえば船は御承知のように、右側通行になつておりますが、その航路自体が非常に狭いの

で、その航路をたとえば二つに分けるとか、そういった航路の規制の問題、あるいは港則法とい

ますのは、港の区域の中でのやはり一つの、陸上
 でのいえば交通法規と同じような性格を持っている
 わけでございますが、こういったことにつきました
 ても、特に港湾内の船舶のふくそう、あるいは大
 型化というのことに對しまして、当然従来の港則法

ではなまぬるいというような点がございしますので、そういった点につきましては、やはり最もそういった実情に詳しいところが立案するのが適当ではないかということで、こういうことにいたしましたわけでございます。

○伊藤顯道君　なお、この際お伺いしておきたいのは、最近における海難事故の現状について御説明いただきたい。大綱でけっこうです。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。
○政府委員(深草克巳君) 手元に詳しい資料は持

参いたしておりませんが、やはり全般的な傾向と申しますと、小型船及び漁船の海難事故がどうし

でもまだあとを断たないということでございます。特に対策をいたしまして、満載喫水線の問題

をとり、いふに適用するかといふような問題が非常に大きな問題になって、ただいま検討中でございます。それからそのほかの非常なことをまじえて

ので、この前も、御承知のような室蘭におきます火災の問題、あるいは川崎におきます火災、この

いったタンカーの火災が非常に結果として大きな事故を起こすというような問題が、最近タンカー

が大型化しただけに、それが非常に大きな問題になっておるわけでございます。それとマリアナ海

難で御承知のよゝな、遠海におきます海難が頻発いたしております。これは御承知のよゝに、やは

り気象の問題、その他と非常に関連がございます

て、幸い連輪省の中に気象庁もございますので、そういった連携につきましては、本年度の予算で大型の巡視船もつくりまして、それに気象観測の器具も積載いたしましたして、両々含めるような船の

建造を本年度の予算でつくることにいたしておるわけでございます。

○伊藤麟道君
伺ったわけですが、この海難事故防止対策が当然考へられておると思いますが、そういう面を、大綱でけっこうですが、ひとつ具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(深草克巳君) 海難事故の中で、一つは人的な原因による事故、たとえば船長あるいは航海長の資格を持たないで乗せておる、そういう技術上の未熟のために事故が起きたというような問題がございます。これらにつきましては、船舶の職員の養成の問題がございますが、さらに内航海運につきましては、船員の人的不足というような問題もございしますので、船員の需給対策の推

進の問題がございます。それから一般的に海事関係、先ほど申しました海の交通法規がございます

が、その取り締まり、つまり法令違反をいたして事故を起こすというような問題がございますが、

これは海上保安庁を督励いたしまして船の臨検をたびたび行なうというような問題、それから船の

構造自体の欠陥によります事故、これらにつきま
しては、船舶局の出先が、地方に海運局がござい

ます。船舶検査官が一船の定期検査のほかに臨時臨時的な点検をやる、こういった問題がござい

を積み過ぎるといふような傾向がどうしてもあるわけですが、大きな船につきましても、

満載喫水線、これは条約によりまして満載喫水線がきめられておりますが、これがある程度小さな

船あるいは漁船にも及ぼす必要があるのじゃないかというような問題につきましては、いろいろと

いま部内で検討をいたしておるわけでございます。それからいま一つは、事故が起りました場合

合の救難の問題でございますが、これは一つとし

ては、あとで出てまいります。船の位置を感知するロランとかデッカ、そういった航路標識の整備の問題があるわけでございます。そのほか救難の通信の問題、こういった問題を解決することによりまして、海上保安庁の救難の早期出動ということがはかられるのでございまして、船にそういった通信設備を整備するというような問題を当面の対策として進めておるわけでございます。

○伊藤道雄 いま対策についての御説明があったわけですが、海難救助体制の強化ということとは各方面から強く要望されているわけですか。そこで、このことに関連して、海上保安庁の現在の船艇とか航空機の整備状況、これは一体どうなっているのか。それと新年度、四十一年度の計画は一体どうするか。やはり何と言ってもまず船艇、航空機の整備というものはその対策の一つの大きな柱にならうかと思うので、そういう角度から、まずお伺いしたいわけですか。

○政府委員(澤幸吉) 海上保安庁の巡視船艇、航空機の現状でございますが、昭和四十年年度末で巡視船が八十八隻でございます。三万四千三百三十三トンでございます。巡視艇が二百八十八隻で四十九百九十九トンでございます。毎年代替建造方式によりまして船質の改善につとめております。なお、巡視船につきましては、その一七％を占める十四隻が、また巡視艇では二四％の五十五隻が、海上保安庁の発足前につくられたもので、非常に老朽化したしておりますので、今後代替建造のピッチを上げてまいりたいというふうなことでございまして、それで、こういった現状を打開するために、三十九年に巡視船艇の船型、それから性能を實際に即応させまして、また、航空機通信施設の運用と連携をした一体的な運用をはかることにより、能率的な警備救難体制の確立をしたいというわけで、一つの目標をつくっておるわけでございますが、その目標をいたしましては、巡視船九十八隻、それから巡視艇が二百八十一隻、これをすみやかに達成するように、代替建造の増強をはかっている次第でございます。

なお、四十一年度の予算におきましては、先ほどもちょっと触れましたが、二千トン型の巡視艇、大型のものでございまして、これに気象観測器具も積むわけでございますが、二千トン型の巡視艇を一隻、それから九百トン型の巡視艇を一隻、三百五十トン型の巡視艇を一隻、百三十トン型の巡視艇を二隻、それから巡視艇でございまして、十三メートル型の巡視艇を二隻、十五メートル型を六隻、これを船艇の代替として建造する計画でございます。

それからさらに、航空機につきましても申し上げますと、現在双発の飛行機が六機ございまして、それから小型の単発飛行機が一機ございまして、大型のヘリコプターが二機、中型ヘリコプターが三機、小型ヘリコプターが四機、計十六機を保有いたしております。航空基地は、函館、仙台、羽田、広島、舞鶴、新潟、鹿児島、七カ所でございます。整備計画でございますが、当面の目標を、飛行機につきましても、長距離用大型機を三機、中型機を十機、計十三機に増強したい。ヘリコプターにつきましても、中型機に集約、整備をいたしまして、中型ヘリコプターを十三機に増強したい。航空基地につきましても、現在の七カ所を十カ所に増強したいということで、いま、本年度の予算では、大型機YS11でございますが、これを一機整備し、また、基地をいたしましては、千歳の基地を前年度に引き続き整備いたしまして完成をいたしたい。また、鳥羽地区に航空基地を整備するための用地を確保することになっております。

○伊藤道雄 なおお伺いいたしますが、船艇等の性能の低いところにあるのは老朽のために、低い性能の船艇がさらにその性能が下げられておるといふ事態、あるいは船艇とか航空機の数が不足のために、これら船艇、航空機が整備している条件のいいものがあつたらおそろく救助できたであろうのに、それが救助できなかったという事態はないですか、いままで。

○説明員(猪口猛夫) 近い例では、昨年マリアナ海域におきまする漁船の集団海難のときは、た

だいま先生がおっしゃいました例の最もいい例のものだと思つております。私たちの巡視船艇の整備対策におきましては、いわゆる巡視船艇につきましては、現在八十八隻保有しておりますが、私たちの整備目標によりますと、なお十隻の不足をかこつておるわけでございます。また、巡視艇につきましても、約六十隻の不足を感じておりました。それを整備計画といたしまして毎年予算要求しておるのでございますが、何ぶんにも巡視船におきましては、その保有隻数の一七％に当たるもの、また、巡視艇におきましては、その保有隻数の二四％に当たるものがいわゆる戦前の老朽船でございます。それを代替建造するのに現在精一ぱいの状況でございます。幸いにも先ほど官房長から説明がございましたが、四十一年度では、マリアナ海域におきまする漁船の集団海難の経験にかんがみまして、二千トン級の大型高速巡視船の代替建造を見ることになりまして、その私たちが持つております巡視艇の整備目標の階段に一步かかったというふうな状況でございます。

○伊藤道雄 国の出先機関を全国的視野でしさに調査してみますと、非常に老朽の船艇が多いですね。海上自衛隊でももうあまのり役に立たないというふうな海上自衛隊からの廃物をもらい受けた、したがって、このことは性能が悪いということに通ずるわけですね。それから買もさることながら、数においても非常に不足しておる。船艇も航空機も不足しておる。特に国の各出先機関で要望の強いのは、ヘリコプターがぜひ一台ほしいとか、そういう声が非常に高いわけですね。また佐藤内閣では、人命尊重ということの一つの大きな柱として施政を進めておる。そういう角度からいいますと、このスローガンだけなく、政策としてやはりそういうものから具体的に、たとえば海難救助のためにはいろいろ必要な条件がありまされども、いまの船艇とか、あるいは航空機の質、量ともに整備をする。これが一つの人命尊重の具体的な施策となつてあらわれなければならないと思つので

す。ところが、現状は、質においても、量においても非常に低下しておる、これじゃなかなか海難救助の完璧を期することは得て至難であらう、われわれしろうとでもそういうふうな判断でざるわけでありまして、そこで今後は、海上自衛隊の廃物なんか使用しないで、人命尊重につながるそういう施策の充実という観点から、思い切つて新鋭の、いわゆる高速の、性能のいい船艇を、そうして必要に応じてヘリコプターその他航空機を整備することがまず先決だと思つたのです。そのためには、やはり大臣がその決意で当たらないければ、なかなか実現がたい。そこで大臣にお伺いいたしますが、こういった現状を認めるならば、そういう具体的な施策の面に、ひとつ十分具体的にお骨折りをいたしていかるべきだと思つたのですが、大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(中村寅太郎) 伊藤委員の仰せられますように、海難救助のために、航空機、それから性能の高い船艇等の必要なのは、仰せられるとおりでございます。私もその観点に立ちまして、四十一年度にはYS11の飛行機を一機と、それから二千トン級の大型の船を一隻、しかもこれには気象観測装置もつけまして、そういう方向で漸次進めてまいりたい、かように整備してまいりたいと考えておる次第であります。同時に、昨年のマリアナ近海等の海難等に顧みても、日本の基地から船が出ていくというふうなことで、大きな数の漁船等が遠距離の地で、マリアナ近海等で作業をしておりますようなときには、その周辺にやはり海上保安庁の船艇は常時差し向けまして、そうして気象の情報等も知らせ、さらに非常の場合には直ちに救助態勢に入れるような、いろいろそういう一つの整備を整えたと同時に、配置等にも考慮をめぐらして整備していく必要がある、かように考えておりますので、順次そういう伊藤委員仰せられるような方向で、性能の高い整備を整えてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○伊藤顯道君 先日、全日空機の遭難によつて、遺体とか機体の捜索活動が行なわれたわけですが、その際、職員が過労で倒れたり、ヘリコプターが不時着して犠牲者を出しているわけですが、こういうことは、海上保安庁の船艇とか、航空機あるいは船艇、航空機を扱うのは人間ですから、その面の定員の問題、こういうところに海上保安庁本来の使命達成上遺憾があったのではないかと、こういうふうに考えられるわけですが、先ほど来船艇とか航空機の質、量における劣勢、こういうことについては御指摘申し上げたわけですが、やはりそういうものを扱うのは人間ですから、やはり定員が不足しているというところも過労になる、過労だと事故を起こしやすい、これは当然の帰結にならうかと思ひます。こういう意味で船艇、航空機、定員等を再検討する時期に来ているのですが、こういう問題を通して、そういうことが察せられるわけですが、こういうことに対して大臣のお考えはいかがですか。

○國務大臣(中村實太君) 定員の問題は、必要最小限の人員をそろえることは、これはもちろん必要でございますが、この間の全日空の航空事故等によります際、いわゆる遺体の捜索、その他の機材の捜索等の場面を見ますと、これは、いろいろ今後考えなければならぬ点があるというところもあると思ひますが、定員をそろえるということも必要でございますが、当面の作業以外にいろいろな最近の通信機関とか、あるいはラジオとか、テレビとかの関係が非常に忙しいうる場面に追い込んでしまひますので、そのほうで非常に苦勞もするし、からだのほうも勢い過勞になつていく傾向があつたように私は考へております。今後はそういうこと等もあわせ考へまして、やはりああいう非常事態の場合には、平時における定員以外に、何かそういう点を配慮をして体制を整えと、そして作業に当たつては人たちの過勞を防いでいくというふうな方法も考へなければならぬのじやないかという体験を得たわけですが、しかし、基本的にはいま伊藤委員の仰せられるように、定員も必

要の定員は必ず確保するという方法で検討してまいりたいと思ひます。

○伊藤顯道君 船艇とか、あるいは航空機の質、量ともにこの増強をはかるということは繰り返してきつたわけですが、やはり何と言つてもそれを扱ふ人間が手不足では、遺憾なく成果をあげたいと思ふのです。そういう意味から、まず定員について、一、二お伺ひしておきたいと思ふのです。四十一年度の定員を見ますと、差し引き三十八名の増を行つておるといふことですが、この増はいずれも凍結定員の解除によつて行なわれておるように見られるわけですが、この増については、一体どのような部署につかれるのか、このことから伺ひしたい。

○政府委員(深草克己君) 四十一年度の定員の増減の内訳を申し上げますと、本省で増員はゼロでございますが、欠員充当の増員は百五十四名でございます。減員が二十九名でございます。増員の内訳を申し上げますと、新庁舎の移転に伴うものが三名、航空行政の整備拡充に伴う増員が百三十四名でございます。それから船舶技術研究所の整備拡充の増員が十一名、海技大学校の整備、これは一名、海員学校の整備が二名、陸上交通の安全強化が三名、合計増員が百五十四名でございます。

それから減員の内訳でございますが、在外公館に派遣をいたしますために外務省に振りかへたのが一人、機構関係、これは先ほど申しましたように、海上保安庁に事務を移しますために、本省の定員が四名海上保安庁に移るわけでございます。それから新東京国際空港公園の新設によりまして、航空局にありますが臨時の二十四名が減るわけでございます。減員が二十九名というふうな内訳になつております。

○伊藤顯道君 四十一年度の凍結解除による三十八人程度の増加で海上保安庁の任務遂行上、どうも支障があるようにわれわれには受け取れるわけですが、この程度の増員、しかもよく内訳を見ると、凍結定員の解除による三十八人のうち三十五人は

氣象庁へ移管されるようですが、これはどういふわけか、その理由について御説明いただきたい。なお、海上保安庁の将来として、将来こういうこととで別に心配ないのか、支障はないのかというところをお伺ひしたいわけですが。

○政府委員(深草克己君) 海上保安庁の關係は正規の増員四名のほかに、欠員充当の増員が四十八名でございます。減員が三十六名で、ほかに欠員充当の減員が十名、差し引き三十二名、表向きは三十二名の減員になつておるわけでございます。増員の内訳をいたしましては、信号所の新設が四人、海上保安部署の整備が三名、航空基地の整備が二人、通信施設関係は十五人、航路標識及びローラン局整備のための増員が二十四名となつております。機構改正で先ほど申しました本省から移りますのが四人で、増員の合計は五十二名、それから減員が四十六名ということになつておるわけでございます。

氣象庁へ移しましたのは、氣象庁のほうから、もう凍結定員がなくなつたということ、凍結定員の解除は原則として本省とか、あるいは外局とか、それぞれのところでもかなうのが原則でございます。それで足りない場合には運輸省内外の局なり本省の相互の融通というふうなことでございします。そういうわけで、氣象庁はもう凍結定員がなくなりましたので、比較的凍結定員のごさいました海上保安庁から持つていったわけでございます。

○伊藤顯道君 海上交通安全のためにいろいろの施策が大事なわけですが、一つの点として航路標識の整備ということが一つの大きな目標にならうかと思ひます。そこで、まずその整備状況は一体どうなのかということ、新しい方法としてローラン方式がとられておるようですが、日本のローラン局あるいはデッカ局、これはどのように整備されてきておるのかということ、さらにはこのローランあるいはデッカ等の電波方法の欠点があげられておるようですが、そういう欠点はどのような点なのか、こういう問題についてあわせて御説明いただきたい。

○説明員(猪口猛夫君) 御質問のローランにつきましては、日本におきましてローラン網の整備が一応完了いたしました。あとはローラン網でカバーできない点を電波方式でどういふぐあいにするかという問題が残つておるわけでございます。と申しますのは、北海道の、主としてオホーツク海あるいは日本海に面します付近は、現在整備されておりますローラン網によりましてはカバーできない空白地帯なのでございします。その点をどういふぐあいに近代的な標識でカバーするかというふうなことが問題でございまして、海上保安庁でも一昨年来からその問題に取組んでまいりましたのでございします。昭和四十年から、いわゆるデッカ方式なる電波の新方式を採用することにいたしました。昭和四十一年度からその建設にかかつておるといふ状況でございます。今後そのデッカ方式を全国的に推し進めるかどうかというところは、それらの成果を見て今後対処していく方針をとつております。

○伊藤顯道君 なお、このことに関連して今回の人工衛星による方法の研究を、船舶技術研究所で行なうということになつたようですが、そこで、そのことについてお伺ひいたしますが、人工衛星を利用することによつてどのような高性能の航法技術の開発が期待できるのか、こういう問題がある、そのことについて御説明いただきたい。

○政府委員(深草克己君) 私、しろうとでございますが、御承知のように、いま通信衛星が上がつております。航海衛星によりまして船や飛行機が自分の位置を測定するというのが非常に精度がよろしいということが一つございします。それからローランやデッカに比べて、これらは御承知のように、利用範囲が限られておる、到達距離が非常に短いというふうなことで、それをカバーいたします、場合によつては全世界でもそれで人工衛星によりましてカバーできるというふうな利点がございます。

それからもう一つは、ローランやデッカの場合には、いろいろとそれに応じた船の受信装置が多種

多様のものを整備しなければいかぬわけでございますが、人工衛星の場合には、それが単一にして経費の面でも非常に助かるというふうなのが人工衛星、特に衛星航法によって得られるメリットだというふうに聞いております。

○伊藤道雄君 日本では東大が四十二年、それから科学技術庁が四十五年に人工衛星の打ち上げを目途に目下研究を進めておる、こういう実情にあるわけですが、今回運輸省で行なうこの研究と、これらの研究との関連性は一体どうなるのか、こういう点が一つ。

それから外国におけるこの種の研究は、現状は一体どうなっておるのか、この二つの点について御説明いただきたい。

○政府委員(深草克巳君) 先生御指摘の東大やあるいは科学技術庁でロケットの打ち上げ計画があるということでございますが、そのとおりでございますが、私もそこで研究をいたそうという点は、ロケット打ち上げということではございませんで、人工衛星の中に積み込む機械の内容、あるいはそれを船や飛行機が受ける場合にどういう機械が要るか、その研究でございます。それを打ち上げというふうなことは考えておりません。それは御承知のように、宇宙開発審議会でおのの關係の各省が分担すべき研究分野がきまりましたわけでございます。その開発審議会の答申に基づきまして、運輸省で分担すべきことだけをわれわれは今後やろうとしてゐるわけでございます。

それから外国の開發の關係でございますが、アメリカにおきましては、昭和三十三年ごろから航海衛星の計画を進めておりますが、まだそれが実用に使われるという段階にはほど遠いようでございます。欧州諸国におきましては、イギリスや西独、フランスでいろいろ提案や報告が見られますが、まだ予備的な調査研究の段階に入っております。すぎないわけでございます。その点では、むしろ欧州諸国よりもわが国の研究は幾らか先に出てゐるのではないかと、まあアメリカまでには及びま

せんけれども、そういう地位にあると考へます。それとアメリカからも、これを日本に共同研究をしないかというふうな申し出も出ております。その共同研究のメリットといたしましては、やはりこういったものは、基地の選択等におきましても、世界共通のものが開発されることが一番望ましいというふうな考へておりますので、その共同研究に應ずるためにも、やはり受け入れ体制といひますか、こちらの研究組織の体制を整つておらないとなかなかやりにくいようなあれもございまして、今回船舶技術研究所でこれらの研究を進めることにいたしましたわけでございます。

○伊藤道雄君 この衛星航法はいつごろ完成する予定なのか、ということが一つ。

それから研究所で行なつておる——どのような計画によつてこの研究所で行なつてゐるか、どういふ計画でということ。

それから四十一年度における研究体制は一体どのようなものか、その後における、四十一年以後の研究体制はどうなるのか、こういう点についてあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(深草克巳君) 開発計画でございますが、一応研究開発を三つの段階に分けております。三期に分けておりますが、四十一年度から四十三年度までの第一期におきまして、システムの概略設計を終わります。それから続いて、その結果に基づきまして四十四年度から四十五年度までの第二期におきましては、システムの、これは装置も含めまして、その詳細設計及び一部装置の試作を行ないます。その後約二カ年程度、第三期にその組み立て及び評価試験を行なうことになつておるわけでございます。四十一年度でございますが、スタートでございますので、必ずしも十分な予算ではございませんが、新規に研究員を三名増員をいたします。それから計測器、主要試験装置を三千四百万円をもつて各種のシステムの比較研究、それから位置確定のためのデータ処理の研究、主要機器の実験的研究、この三項目を四十一年度には行なう計画でございます。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいのは、港務審議会で、新たに港務運送事業合理化に関する重要事項調査審議会ということになつたようです。具体的にはどのような事項を審議するのか、この点お答えいただけますか。

○説明員(河毛一郎君) 今回の設置法の改正で、従来運輸省にございまして港務審議会に、新たに港務運送事業に關係する重要事項を追加するということになつたわけでございます。港務運送事業の近代化なり合理化につきましましては、従来港務労働等対策審議会、あるいは運輸省の、いま御説明いたします港務審議会に昨年来設置されております管理部会、いろいろと問題点、あるいは対策が指摘されておるわけでございます。そこで、私もといたしましては、港務運送事業の合理化につきましまして、現在、港務運送事業法を、新免の基準の引き上げ、あるいは一貫体制の強化というふうな点を中心としていたしまして改正法案を御提出申し上げておる次第でございますが、さらに港務運送の合理化につきましましては、なお相当解決すべき問題点があるわけでございます。そこで、港務審議会に今回港務運送部会を設置されました場合に、私も、港務運送事業の合理化に關連いたしまして、

まず、従来港務運送が非常に零細企業であるということが指摘されております。それに關連いたしまして、港務運送事業の集約ということが要請されておるわけでございますが、これは実態に即して集約の具体的方法をきめていくということにはたいへん研究を要する問題でございます。まず、この港務運送事業の集約のための具体的な方策といふものを、この運送部会ひとつの重要な審議事項として御審議願ひたい、こういうふうに考へます。

それから第二点といたしましては、現在、港務におきまして、いわゆる新しい近代的な埠頭が建設されておりますが、この埠頭における港務運送がどのような形が一番合理的であるか、たとえばターミナルオペレーターというふうなことが問題になつておりますが、こういう新しい埠頭にお

ける港務運送機能の改善についての具体的な方策を御審議願ひたい。

さらに第三点といたしましては、現在、港務運送料金は、港務運送事業法に基づきまして認可料金になつております。この料金の合理的な原価計算方式といふものをもう少し進めて研究すべきであるといふようなことが問題になつております。この料金制度の原価計算方式の改善策についてもこの審議会を御審議願ひたい。

〔委員長退席、理事柴田榮君着席〕
大体具体的にいま考へておりますのは以上三点でございます。

○伊藤道雄君 昨年、港務労働法が制定され、また、総理府に港務調整審議会が設置されたわけですが、そこで、港務労働者の対策については、港務調整審議会、——港務運送事業合理化、こういうものについては、港務審議会と別個の審議会を検討されることになつたようです。

そこでお伺ひするわけですが、港務労働者の対策についても当然考へられなければならないと思ふのです。そうだとすると、両者を一体的に審議することが至当であらうと思ふのです。その点はいかがですか。

○説明員(河毛一郎君) ただいま、総理府に現在設置せられております港務調整審議会のお話でございますが、御指摘のとおり、港務調整審議会は、昨年港務労働法の成立と同時に新しく設置された審議会でございます。その所掌をいたしますところは、港務労働法の、港務労働者の定数その他調整、計画の設定に關して、労働大臣の諮問を受け、調査審議するということが一つでございますが、そのほかに、港務に關する各行政機関の施設のうち総合調整を要するものに關し、内閣総理大臣の諮問に應じて調査審議する、こういうことになつておる次第でございます。したがしまして、私どもは、港務運送事業のことに關連いたしまして、近代化、合理化という問題につきましまして、まず運輸省の本来の所掌事務といたしまして、運輸省といたしまして、先ほど申し上げましたよ

うな重要な点につきまして、従来設置されております港務審議会を御審議をわすれず、こういうことが妥当ではないかと、こういうふうにご考慮しております。

○伊藤副議長 次にお伺いいたしますが、現在港務労働あるいは港務の管理運営に関する事項については、早急に審議あるいは意見の申し立てができるということになっておるようであります。港務運送事業の合理化に関する事項の審議は、向こう二年間に限定されているわけですね。これは一体どういうわけなのか。

○理事(栗田栄君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(栗田栄君) 速記を起こして。

○説明員(河毛一郎君) ただいまの審議期間を二年間に限定いたしました事由でございますが、実は、先ほどちょっと申し上げました港務労働等対策審議会の港務運送の合理化に関する答申におきまして、なるべくこの合理化に関する事項は急速に実現しなければならぬ、こういうことに相なっております。したがって、私どもとしては、可及的すみやかに先ほど申し上げましたような点につきまして具体的な方策を策定実施する必要があるわけでございます。そのような意味で、この二年間に大急ぎで結論を出したい、こういう趣旨でございます。

○理事(栗田栄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(栗田栄君) 速記を起こして。

午前はこれにて休憩いたします。午後は一時から再開いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(熊谷太三郎君) それでは委員会を再開いたします。

労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は去る四月十六日予備審査のた

め付託されました。それでは提案理由の説明を聴取いたします。小平労働大臣。

○国務大臣(小平久雄君) ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国には、雇用労働者のほかに、問屋や製造業者から委託を受けて自宅での製造加工等の作業に従事しているいわゆる家内労働者が多数存在しております。

これらの家内労働者は、工賃や労働時間、安全衛生等の作業条件が一般に低く、問題が少なくありません。

このような家内労働者について対策を講ずることは、単に家内労働者の保護のみならず、一般の労働者の労働条件の向上、国民経済の健全な発展という観点からもきわめて重要であり、特に最近、本問題に関する関心が高まり、その要請はますます強まっております。

政府は、かねてから、学識経験者のお集まりである臨時家内労働調査会に、家内労働の実態の把握とその対策の検討をお願いしていただいておりますが、同調査会は、昨年十二月、家内労働対策の検討を行なうに当たっては、まず、家内労働の実態を明らかにする必要があるという観点から、家内労働の実態と問題点を明らかにした「わが国家内労働の現状に関する報告」を出されたとともに、今後の家内労働対策の進め方について見解を提出され、家内労働について当面、行政措置による対策を推進するほか、法制的措置を含む総合的家内労働対策について検討を進めるため、調査審議を行なう機関を設置すべきことを述べられたのであります。

政府といたしましては、この見解を尊重して、家内労働対策を進めてまいり所存であります。家内労働問題の重要性にかんがみ、今後有効な家内労働対策を樹立するためには、前述の調査会の見解にも述べられておる通り、総合的視野に立つて、この問題の調査審議を行なう機関を設けることが、特に必要であると考えて次第であ

ります。

この法律案の内容は、以上述べました考え方に基き、労働省の附属機関として、家内労働に関する重要事項を調査審議する家内労働審議会を設置するため、労働省設置法の一部を改正しようとするものであります。

なお、本審議会は、その設置の趣旨から見て、一定の期間内に結論を得ることが適当であると存じ、その設置期間については、家内労働問題の複雑性及び重要性を考慮して、昭和四十四年三月三十一日までとした次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決されますようお願い申し上げます。

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、午前に引き続き運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、本案の質疑を続行いたします。なお、関係当局の御出席は、深草官房長、佐藤港務局長、坪井自動車局長、佐藤航空局長、岡田海上保安庁次長、河毛港務局参事官、今里予備部長、柏原公安本部長、以上の方々とさせていただきます。御質疑のありになる方は、順次御発言をお願いします。

○鬼木勝利君 あまり時間がありませんので、私急いでひとつお尋ねしたいと思っておりますが、気象庁のほうにちょっとお尋ねしたいのですが、今回のこの法案に対してふんば的に私お尋ねしたいのですが、エッサ二号の受信装置ですか、これはもうすでに「二」方月も前から受信に成功しておる。ところが、それを実際にフルに活用してない。むしろ研究用として予算化されたという理由もあるかと思っております。もう台風の時季を迎えて、一日も早く実用化すべきだと思うのですが、その点について気象庁のほうから御答弁願います。

たい。

○説明員(今里能君) ただいまの御質疑につきましてお答え申し上げます。エッサ二号は、御指摘のとおり、気象研究所のほうに目下設置してございますけれども、毎日受信いたしました雲の写真を午前十時半から十一時までの間に本庁の予報部予報課に持ってまいりまして、毎日の天気予報に十分活用しております。なお、これから梅雨シーズン、台風シーズンが間近にあることとござい

ますが、その際はさらにその回数をふやすなりなんなりいたしまして、現在の装置でもできるだけ活用したいと存じているのでございます。以上でございます。

○鬼木勝利君 あなたのお話聞いてみると、十分フルに活用しておられるように聞きますが、特に台風の時期を迎えるのでありますので、一段とひとつ実用化していただくように要望しておきます。もう少し聞きたいのですけれども。

それから通信衛星の研究についてでございますが、これは郵政省あるいは電電公社あたりでもおのの研究機関を附置している。今回運輸省でも衛星航法の研究室を新設する、こういうことになっておりますが、行政各機関がこのようにばらばらの態勢でなくして、総合的な研究機関を設立したほうがいいんじゃないかと思っておりますが、これは、大臣がおられるとたいへん都合がいいのだから、その辺をひとつ。

○政府委員(栗田栄君) 午前中もそれに関連した御質問にお答えしましたが、宇宙開発の研究を一元化したかどうかということでございますが、これは宇宙開発審議会諮問第三号で、「宇宙開発における重点開発目標とこれを達成するための具体方策いかん」という諮問がありまして、それに答申が出ております。それで午前中も申し上げましたが、ロケットを打ち上げるということは、できるだけ一元化をいたしまして、その衛星に積み出す機器あるいはそれを受信する、たとえば航行衛星につきましては、飛行機や船舶につきましては、機器の開発、これは、それぞれ船なり飛行機、

それぞれ特徴がございますが、やはり、そういう関連の研究機関がやっていたほうがいいんじゃないかというところで、はっきり研究の分担が答申されましたので、それに基づいてやっているわけで、最終的には研究所の一つではございませんが、計画的な研究というシステムは政府の中にできているわけでございます。

○鬼木勝利君 それは午前中もその問題を取り上げられた。私はちょっと、それは遅参したものですから。その次に参りますが、先月の二十六日に四力月ぶりに調査班が鳥島の観測所に上陸した。ところが、その後の状況がどういうふうであるか。御承知のとおり、鳥島はわが国の気象観測上特に重要なところだと言われているのですが、気象観測再開についてどういうふうにお答えになっておるか、あるいはまた、気象の観測員の派遣をどのように考えておられるか、この将来についてひとつ。

○説明員(今里能君) お答え申し上げます。実は鳥島は気象庁の海洋気象部において所管しておりますので、私詳しいことは存じませんけれども、私が知っております限りのことについて、ただいまお答えをさせていただきます。先般鳥島に上陸いたしました長期巻きの地震計を設置したのだと私は承知しておりますが、その状況によりまして、今後、できるだけ早い機会に鳥島を再開して、重要な地点における気象の観測を続けたい、こういうふうな考えを持っているということをお願いしております。以上でございます。

○鬼木勝利君 重要な地点であるから、そこで将来観測を続けていきたい。当然、そうだと思いますけれども、調査班が上陸した当時は、鳥島の状況は惨憺たるもので、見るべきものは何も無い。率直に言って漁船の海賊みたいな者が上がって荒らしている形跡があったというふうなことで、将来はどういうふうな、これはあそこで気象観測をなさるおつもりですか。

○説明員(今里能君) 実は、これはちょっと弁解みたいなことを申し上げてはなはだ感觸なんぞでございますが、

ございますが、私ちょっとしばらく世界気象機関の会議に出ておまして、海洋気象部から鳥島に船を差し向けましたときにいなかったものでございまして、当時の状況はよく聞いていないのでございまして、まあ、昨年来の気象庁の考え方といましては、長官は、鳥島で安全に観測ができるような状況が確認されれば、できるだけ早く再開したいと申しておりますが、そのために、あそこ施設の荒らされておるといふことになりまして、若干のやはり観測の仕事が再開できるような措置を講じなければならぬんじゃないかと私は存じます。はなはだ感觸でございますけれども、もしただいま以上の詳しいことを御要求でございますしたら、海洋気象部のほうからお答えいたしましたと存じますけれども、あいにく今日は参っておりますけれども……

○鬼木勝利君 それでは、またあとでその点に対してはひとつ何か書類をもつてもいいから回答にさせていただきます。それでは話にならぬ。次に、今回の研究室を新設されるということに對して、もし、役人が個人で研究開発したその技術によって特許権でも取れると、そういう研究成果が出た場合、その特許権は国に帰属させるのか。むろん、それはそういうことになるかもしれないと思いますが、そうなった場合に、個人に対してはどのような処置をとるか、褒賞でもするか、それはひとつ大臣にお尋ねしたいと思う。

○国務大臣(中村實太君) 特許権は国に帰属することになっておると思っています。

○鬼木勝利君 その場合、本人に対してはどういう処置をとられるかということですね。

○国務大臣(中村實太君) 特許権は国に帰属することになります。それを開発した個人に対しては、何らかの形の褒賞をやるといふふうなことが考えられると思います。

○鬼木勝利君 この衛星研究室の三名というのは、どのような研究能力のある方を充てられるのであるか。また、どの程度の期間でどの程度の成果を期待しておられるか。その点についてひとつお尋ねしたい。

○説明員(安積健次郎君) お答えいたします。三名の内訳は、上級職員一名と中級職員一名と初級が一名でございます。で、私たちがこの衛星航法のシステムの開発に對して要求しましたのは、もう少し多くの人数でございましたけれども、査定結果は三名ということでございました。三年間で衛星航法システムの概略のデザインをするというのが計画でございます。

○鬼木勝利君 その程度のことでは衛星研究の成果があまりですか。

○説明員(安積健次郎君) お答えいたします。三名では確かに不足でございます。来年度、四十二年度、今年度要求して認められなかった分を要求したいと考えております。

○鬼木勝利君 その研究費の三千六百三十一万六千円という予算が組んである。それでどれだけ使われるのですか。

○説明員(安積健次郎君) これは使用試験装置としまして三千四百万使うことになっております。その内訳は、こういう衛星航法の開発をしますのに、システムの研究と申しまして、理論的研究をやるための費用と、それからいろいろな衛星航法で使います電波の周波数帯それぞれに広がる基本的な計測機器を整えるということ、それから、いま上がつております外国の衛星が出しております電波を利用して、ドップラー効果というものを研究することになっておりますが、それがこういう衛星航法に使えるかどうかということの研究することになっておりますので、そういう試験装置などに充てます。

○鬼木勝利君 時間に制約されてこれはなんです。が、次にお尋ねしたいことは、松代の地震の問題ですが、これはいまでも盛んに、ほとんどの毎日のようにやっておりますが、大体どの程度の、あそこ警備といいますが、駐在しておる員数ですね、運輸省としてです。気象庁の松代地震観測所ですか、だから特別警戒として、非常態勢として勤務しておる人が特別おると思いますが、どれ

だけ派遣してあるのか。

○説明員(木村耕三君) お答えいたします。現在、定員は十四名でございます。さらに四名増員しております。計十八名でやっております。

○鬼木勝利君 いや、それをお尋ねしたいのだが、定員が十四人で、なおそれにあと四人増している。それで万全の措置がとれますか。だいじょうぶですか。

○説明員(木村耕三君) お答えいたします。人間をいたずらに増しても——実は前に七名ほど増員したことがございますが、やはりあいう高級な技術でございますと、しろうとがいかにか頭数を多くしても整理ができませんので、かえって減員をいたしましたより事情がございまして。現在の松代の観測に關しては、現在の状態ではできると思っております。

○鬼木勝利君 それはむろん仰せのとおり、ただ人間ばかり、頭数はかりそろえたためでしゅうが、的確な気象の予報をする、そういう權威者を向こうへ送っておられませんか。

○説明員(木村耕三君) 観測所長が主になっております。私のほう及び東大の地震研究所には常に資料を送って、東京でも検討しておりますので、支障はないと思います。ほんとうの観測のためには、むしろ松代の観測地よりも、現在の状況では、北信地方に観測点をふやすことが重要な状態になっておまして、東大と協力していまこの努力をしております。

○鬼木勝利君 先般大臣が向こうを視察されておることは新聞にも報道されておりますが、松代の地震も、これは非常に緊迫した状態で、人心の不安動揺というものはもうその極に達しておると思えますが、運輸大臣としては、現地を視察なさつて、どのようにお考えになっておられますか。

○国務大臣(中村實太君) 私は現地に行つておらないのでありますが、建設大臣が行つたのでございまして、政府といたしましては、この松代を中心の地震につきましては、これは非常災害に準ずるものというたてまえをとりまして、いろいろの援

護処置もとつておるわけでございます。
○鬼木勝利君 それは建設大臣でした。それでわかりました。

次に、多少順序不同になつてはなはだ恐縮ですが、けれども、時間がなから面を抜いていきますが、先般東亜航空機が乱気流で不時着をした。ところが、飛行場を呼ぶけれどもどうしても通信ができません、受信ができない。そこで、自衛隊がこれを着陸誘導した、こういう事実が新聞に報道されておりました。今度の法案にも、航空管制部をつくると言つておられますが、東京にあるのを今度三カ所に分ける。札幌と、福岡と、東京と三カ所に分ける。大体その連絡がとれておるのです。か、連絡が日ごろばらばらですが、その点をひとつ承りたい。

○政府委員(佐藤光夫君) 新聞記事にございました、東亜航空が大分向けで、広島発の飛行をいたしておりましたその途中におきまして、乱気流にあひまして引つ返したということでございます。これにつきましては、その後事情を調査いたしましたところ、乱気流のために大分に着陸できなかったことは新聞報道のとおりでございますが、航空機から広島に連絡をとりまして、その引つ返しの措置は、十分地上と打ち合わせの上で引つ返したというふうな報告を受けております。

○鬼木勝利君 その場合にSOSを出して、自衛隊が着陸誘導してその基地に着陸した、こういうことになつておるのです。今度航空管制部なるものを三カ所に設けられると言いますが、そういう点について、連絡というが、各個ばらばらになるような面があるのじゃないか。私はその点を非常に憂へてゐるのですが、その点について、密接な連絡——有機的な関係を密にして、どのように将来やうていくか、その点をひとつ。

○政府委員(佐藤光夫君) 今回管制部を、先生御指摘のように三つにしようといふことの要旨は、現在の飛行の様子が、大体三つのブロック内をそれぞれ飛行するのが大部分であるといふところに問題を発したわけでございます。もう一つには、

いま先生御指摘のように、飛行機と管制機関とが直接通信できるようにしてその連絡を密にするといふことの大きなねらいがあるわけでございます。ただし、いま御指摘のように、三つに分けた場合に、それぞれの管制機関間の通信連絡というものを緊密にする必要もございまして、そういう通信施設を整備すると同時に、管制をいたします場合に、いわゆるレーダーによつて十分の実態をとらえて管制し得る状態に置くといふようなこととございまして、すなわち、機器の整備、通信連絡施設の整備といふことは、御指摘のように、完備をする必要がございまして、また、その計画とあわせて今後管制運用の万全を期してまいりたい、こゝ考へておる次第でございます。

○鬼木勝利君 東京と札幌と福岡にブロック別に、そして三カ所所管管制部を置く、地上とその飛行機との連絡を密にし、三管制部の連絡も常に緊密な連絡をとると、こうなつて初めて航空の安全といふことは私ははかられると思ふのですけれども、それを具体的にどのよう連絡を受け、どのように関係をつくるかといふ具体性について私はお伺ひしておる。そうしなきゃならぬといふことは、もう当然それはわかつてゐる。そういう基本的な考えのもとに今回これを三つにするといふのだから、具体的にどのよう方法によつてやるか、そういうことを聞いてゐるのに、もうほんとうに君たちの答弁はまずいのだね。そういうことだから三カ所に分けるというのには当然じゃないか、だから、具体的にどのよう連絡をとつて、どういふふうにするといふことを聞いてゐるのです。

○政府委員(佐藤光夫君) 具体的のやり方でございますが、先ほど申しましたように、二つ以上の航空交通管制部管制区域にわたつて飛行する航空機の管制の引き継ぎといふことが、御指摘のように、それが円滑にできるかどうかといふことが一つの大きなポイントでございます。それにつきまして、隣接航空交通管制部その他に即時通話のできる専用電話を置きまして、管制官は必要に応じて

常に隣接航空交通管制部と直接専用電話で連絡をとりながら航空機に対して管制の指示を行なう、こゝいうようなシステムにしておるわけでございます。

○鬼木勝利君 私はなぜそういうことをお尋ねするかといふと、かりに九州で事故が起きた、東京の航空管制部も知らない、札幌も知らない、そういうことでは安全な航空行政とは言えないのだから、その点をお尋ねしておる。その点は、全部はつきりとキャッチするといふことでなければ、三カ所に分けた意味がなくなるのだ。だから、具体的にどのようふう連絡をとるのだ、どういふふうにするのだといふことをもう少し聞きたいのだけれども、時間がなから、十分その点を……そうしないといふと、セクト主義みたいなことになつて、われわれはこちらのブロックだけをやっておけばいいのだ、われわれはこちらのほうだけが責任範囲だといふようなことになれば、いまの東京で一カ所をやつたほうがいいように思ふのです。その点、大臣の御所見いかがですか。

○国務大臣(中村寅太郎君) 鬼木委員の御心配なさるような点を整えるために、三カ所に分けて、しかも全体的な関連を密接にしていこうがよろしいと、こゝいう立場に立つて今回立てておるわけでございます。体制を変えて整えておるわけでございます。

○鬼木勝利君 次に、今度政府は本格的な交通安全対策に意を用いられて陸海空の交通対策を総合的に取り扱ひのだ、そこで交通省を設置したいと、こゝいう考え方のもとに運輸省と行政管理局ですかとの間でほぼその話し合いがまとまつておる、大綱も話し合はれたといふことですが、その点について大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(中村寅太郎君) まだそういうところまでは行つておらぬのでございますが、ただ、私は最近における航空企業の状態を見ますと、国際的な路線等も今年度中には相当大きく拡大いたしてまゐるし、さらに、国内の航空需要といふものも非常に急激な上昇過程にあるものでございまして、

で、最近事故の關係でちよつと減つておりますけれども、長い目で見れば、やはり急激な航空需要が増加の傾向にある、こゝいう大勢に対応する航空行政のかまへとしては現在のかまへは十分でない。そこで、日に日に伸びていく航空の大勢に十分対応した航空行政機構を整備する必要がある、こゝいうことを私は考へておるのだから、その具体的な方針あるいは具体的な機構等について、行管等と話し合いが詰まつておるという段階ではございせん。ただ、運輸省として、そういうことをいま検討をし始めておるという段階でございます。

○鬼木勝利君 まだ具体的に大綱もまとまつておらないとおっしゃれば、私、聞き出そうとして聞き出すわけにいかないが、そういうことで御研究なさつておるということでございます。また、また他日その点についても承りたいと思ひます。

次に、先般衆議院の決算委員会を取り上げられたと思ひますが、都下の清瀬町の白バス事件でございますが、これについてその後運輸省は監督庁としてどのようにこれを研究、調査、処置をされたか、具体的に承りたいと思ひます。

○政府委員(坪井為次君) お答えいたします。場所は、東京都北多摩郡清瀬町中清戸、都営住宅の問題でございますが、これについて白バスが運行されておつたという事案に關しまして、その後の措置としましては清瀬駅—市場坂上間につきまして十五回、これを四十一年四月十九日に認可いたしました。申請は四十一年三月二日に出ておりましたが、認可いたしましたのが四十一年四月十九日であります。

朝の六時から二十二時までの運行ダイヤでござい
ます。

○鬼木勝利君 これは時間がありませんので、も
う私詳しいことを言いませんが、今度の白バス事件
は、これは国地の交通問題をめぐっての私はやは
り行政官庁の指導性の欠如だ、指導をしていな
い、こういう私は問題だと思ふのです。だから、こ
れは考えてみますという、東京都の国地は、
御承知のとおり、千数百箇地にござりまする
が、さしあたり葛飾とか江戸川、三多摩、東村山と
か、ずいぶんあちこちに相当へんびなところ
もあるようですが、いずれもこれはもよりの駅ま
で二キロ―三キロぐらゐはあります。まあ二十
分―三十分、だから一キロ―二キロぐらゐのと
ころがあると思ふのですが、そういうようなところ
の通勤者だとかあるいは学生だとか非常に苦勞
をしておられる。だから、こういうとんでもない
白バス事件みたいなことが起こる。その起こった
ことに對して、それを私は認めるわけじゃありま
せんけれども、それはむしろよくないことでござ
います。そういう点について、バス会社なんか
がお客様のサービスをやらない、そういうところに
私はやはり行政の指導性というものが等閑に付せ
られておるのじゃないか、問題はそういう点にあ
るのだ。悪いことをするなら罰する、罰する前に
なぜ行政的処置をやらぬか、これは建設省にも
私は問題あると思ふ。そういう点が根本の問題
だと私は思ふのですが、大臣いかがでござい
ますか。

○国務大臣(中村實太君) この問題はいま鬼木委
員も指摘がありますように、私はやはり根本的に
はこういう国地等をつくるときには、やはり交通
機関との関連を考へて建てるべきである、これは
原則的にはそう思ふが、実際はなかなかそう
いう場所だけに土地がないというようなこと等も
ござりまする、今度の白バスといふことも、そ
ういふ問題は、やはり一つの盲点をつかた姿だ
と思ふ。私はさうそく自動車局に調査をさせ
まして、公式のバスが成り立つのなら認可するよ
うな方向で考へてみるようにということをやった
わけにござりますが、いま局長が言いますように、
大体その人たちが利用できるように新路線を認
可しておるようでありまして、今度の問題はそ
れで私は解決していくのじゃないかと思ふが、
鬼木委員の指摘は全般的な問題だと思ふ。いま言
いますように、一つの盲点に對する処置を検討し
て、そして國地の人たちの便益をはかるという
方向で進めてまいりたいと思つております。

○鬼木勝利君 全くいま大臣のお話しのとおり、
やはり國地建設の私は無計画にあるのだ、事情も
いまのお話しのうちに、なかなかそういう土地造
成も簡単にできない。ごもつとも思ひますけれ
ども、いずれにしても、國地建設の無計画とい
うこともあげられると思ふ。なお、その後のや
はり行政指導ということが私は十分行なわれてし
かるべきだと思ふ。その点をひとつ要望いたして
おきます。

もつとお尋ねしたいのですが、時間がありませ
んの、次に鉄道の保安の問題でござりますが、
鉄道妨害の件数が昨年は千四百二十二件といふこ
とがきのりの新聞に載つておる。ところが、その
事前発見はわづかに七十件だ。千四百二十二件の
列車妨害があつておつて、それに対して事前発見
がわづかに七十件だといふことになつております
が、これで鉄道の安全輸送ということができ得る
か、運輸大臣いかがにお考えですか。

○国務大臣(中村實太君) 事前にこれを見つかる
ということがこれは絶対なことではあります、妨
害するほうは、事前にわからぬような形でやる
というより、なにかかなり多いのじゃないかと思
ひますが、何らかのくふうをいたしまして、もつ
とやはり事前にこれをつかむ、そして安全を
保つていくというところは検討を要するものと思
つております。

○鬼木勝利君 いや、私ほんとに驚いたのです
が、千四百二十二件現に昨年はあつた、それ
に事前発見がわづかに七十件だ、それじゃ話にな
らない。これじゃ一体何をしているのだ、安心し
て汽車に乗れないということだ。大臣のいまの
御答弁はまことにごもつともな御答弁ですが、局
長連中ひとつのようによつて考へておられるのか、と
んでもない話です、これは簡単にはいきませんよ。
○説明員(柏原及也君) 鉄道公安本部長の柏原で
ござりまする。昭和四十年中の置き石によりまして鉄
道妨害が千八百七十四件といふこととございまし
て、この数字は三十八年までふえる傾向が続いて
おりました、三十八年で二千件ござりましたが、
三十九年が千七百三十件、四十年で千八百七十四
件といふことで、三十九年度中に若干減少の傾向
が見えただけでございますが、昨年また若干上回つ
てきておる、こういう状況でございます。これに
つきましては、事前発見という問題につきまして
は、この内容の大部分が小学校あるいは幼稚園ク
ラスの非常な低年齢の子供でございまして、こと
に田植え期等におきまして、親の手元から離れて
レールの上に遊びにいふといふような事案が非常
に多いわけにござりまする。非常にこれは危険で
ござりまする、私もよくいふこと、あるいは沿
線の鉄道愛護会、あるいは子供会といふふうなもの
を結成いたしまして、PRに力を入れるといふふう
なことで、若干頭打ちの姿が出てまいつたわけで
ござりますが、本年におきましては上向きの傾向も見
られますので、危険箇所には防護柵を設けるとい
ふふうなことで、できる限りこれによる被害を防止
いたしまして運輸の安全を確保していきたい、こ
ういふ考え方で対処いたしておるわけにござりまする。
○鬼木勝利君 次に公安活動の問題でござりまする
が、これは門司管理局の昨年度における鉄道犯罪
の集計がこゝへ発表されてあります。ところが、門
鉄局の管内においては、過去の最高記録であつた
三十一年度の三分の一といふ、門鉄局としては開
局以来の好成績をおさめておる。これはまことに
喜ぶべき現象ですが、これは門鉄局の話が載つて
おりますが、大体公安員といふのは、各列車に搭
乗しておるべきものか、特別な列車にのみ搭乗す

るのか、そういう点について、私が乗った列車
にはほとんど公安員は乗つていない。だから、公
安員といふものを、それは反対があるうがなから
うが、それを私どういふ言つておられるのじゃない
ですが、置いて、これを公安の任務を全うさせよ
うというあなたたちの意欲があるのか。遠慮し
しい置いているのか、中途はんばでさっぱりわか
らない。そして私が乗る列車に必ず、列車
内における犯罪が多ござりまするから御用心くだ
さいと、まことに不愉快でございます。こんな
ばかみたいな、それを言うことを悪いとは思ひま
せんけれども、われわれ旅行しておるのにほんと
に不愉快でございます。そして、じゃあ公安委
員は置いておいて、それは乗せておらぬで、それ
で盗難に御用心くださいと放送している。さうば
り矛盾だらけですが、これは公安活動がまことに
結実して非常に門鉄局以来の好成績をおさめた、
これは非常にけつこうなことです。これはまこと
にけつこうだけれども、公安制度に對してどうい
うふうにお考えを持っておられるのか。

○説明員(柏原及也君) 車内の犯罪につきまして、
その防止のために、できれば公安職員を全列車に
乗せるような措置がとれないか、こういうお話だ
と思ひます。現在、公安職員の数は全国で三千四
百人、鉄道全職員の約七割といふふうな状況で
ございまして、したがいて、現在では列車の運
転士あるいは車掌のようには列車の組成上必然的に
配置しなければならぬといふような制度でござ
いまして、犯罪の多発の傾向にある列車を見
まして、できるだけ限り警察要員を確保して乗
せて、さういふふうな考え方で対処いたしておるわけ
にござりまする。車内の犯罪の発生傾向でござ
りますが、昭和四十年におきましては窃盗が二万六千
二百四十二件、車内で発生いたしましたものは、こ
のうちの大体六〇〇程度だと思ひます。そういう
こととございまして、この数字はここ数年來だ
んだん減少の傾向はたどつておるのでござりますが、
まだ完全に犯罪を防止し得るというふうな態勢で

るのか、そういう点について、私が乗った列車
にはほとんど公安員は乗つていない。だから、公
安員といふものを、それは反対があるうがなから
うが、それを私どういふ言つておられるのじゃない
ですが、置いて、これを公安の任務を全うさせよ
うというあなたたちの意欲があるのか。遠慮し
しい置いているのか、中途はんばでさっぱりわか
らない。そして私が乗る列車に必ず、列車
内における犯罪が多ござりまするから御用心くだ
さいと、まことに不愉快でございます。こんな
ばかみたいな、それを言うことを悪いとは思ひま
せんけれども、われわれ旅行しておるのにほんと
に不愉快でございます。そして、じゃあ公安委
員は置いておいて、それは乗せておらぬで、それ
で盗難に御用心くださいと放送している。さうば
り矛盾だらけですが、これは公安活動がまことに
結実して非常に門鉄局以来の好成績をおさめた、
これは非常にけつこうなことです。これはまこと
にけつこうだけれども、公安制度に對してどうい
うふうにお考えを持っておられるのか。

○説明員(柏原及也君) 車内の犯罪につきまして、
その防止のために、できれば公安職員を全列車に
乗せるような措置がとれないか、こういうお話だ
と思ひます。現在、公安職員の数は全国で三千四
百人、鉄道全職員の約七割といふふうな状況で
ございまして、したがいて、現在では列車の運
転士あるいは車掌のようには列車の組成上必然的に
配置しなければならぬといふような制度でござ
いまして、犯罪の多発の傾向にある列車を見
まして、できるだけ限り警察要員を確保して乗
せて、さういふふうな考え方で対処いたしておるわけ
にござりまする。車内の犯罪の発生傾向でござ
りますが、昭和四十年におきましては窃盗が二万六千
二百四十二件、車内で発生いたしましたものは、こ
のうちの大体六〇〇程度だと思ひます。そういう
こととございまして、この数字はここ数年來だ
んだん減少の傾向はたどつておるのでござりますが、
まだ完全に犯罪を防止し得るというふうな態勢で

はございません。そういった事情でございますが、御乗車の方々にも犯罪の発生防止について御協力いただくように、こういう意味から、たいへんやむを得ない処置として現在のような処置をとっておるわけでございます。

○鬼木勝利君 いや、それはよくわかります。それはわかります。用心しろとおっしゃるのはいけりけれども、公安委員の制度があるならばそれを徹底させるようにしなければいけないというところをばくは言っている。ないならいい、やめるならやめる、あるならばあるように、われわれが旅をするのに安心して旅のできるようにしてもらいたい、こういうことを私は希望しているのです。やめろと言っているのじゃない、その点はひとつ誤解のないように。だから、まだいいとも悪いとも私は言っていない。ただ、旅行する旅人を、旅行者を安全に、安心して輸送してもらいたい、送ってもらいたい、こういうことを言っておるのです。

それから、最後に、私の時間の約束がありましてはなはだすみませんけれども、最後にもう一点お尋ねしたい。というのは、地方の陸運局ですが、ハイ、タクの認可申請などがほとんど長いことになる。一年も一年半もかかる。一体何を審議しているかというのです。片方は営業するために、それをのびきならすそれによってめし食わなければならぬ、生活もしなければならぬ、その認可を申請しておるのに、長いのは一年も一年以上もかかる。普通半年かかる。たまたま私がそれに対して、あることで関係したのです。ところが陸運局の総務部長いわく、きょうは局長はいません、その件につきましては、担当の課長が病気でここ一週間ばかり休んでおる、だからほんとうにおくれてすみませんというふざけた話をしておるのです。課長が一人おらなければ陸運局がとまってしまうような陸運局、そういう陸運局はつぶしてもいい。そんなばかな話があるわけがない。どうしてこんなに事務が渋滞するのですか、その点

ひとつ大臣、大臣がおわかりでなければ担当の局長でけつこうです。

○国務大臣(中村實太夫) これはハイヤー、タクシの大体認可は、その地方の旅客の需要量とにらみ合わせてやっておりますので、常時いつでも申請が出ればそれをすぐ検討して認可していくという方法をとっております。思ひの通りであります。

大体一つの都市、たとえば東京で申しますと、東京の交通状況を勘案いたしまして、この段階では一応ハイヤー、タクシを増車してもいいのではないかと見通しの立ったときに申請に対してやっております。いさき方でございますので、いま鬼木委員が言われますように、非常に時間がかかっておるということ、申請をして認可が出るまでには時間がかかる形になりますけれども、そういう事情があるということ御了承願いたいと思ひます。詳しいことにつきましては、自動車局長から。

○鬼木勝利君 大臣のお話は、それは一般的な原則論としてそれは了解しますが、やはりものには限度がありますからね。一年も半年も、一年半もかかったのじゃこれはもう話にならぬ。しかも、一課長が休んだから事務が渋滞する、ストップするといふのはともでもない。課長補佐もおる、係員もいるのだ。そういう具体的事実をつかまえて私はあなた方に質問しておるのです。大臣の御答弁は済みましたから、ほかの担当局長に。

○政府委員(坪井為次郎) タクシの免許申請と処分状況、四十一年の四月から十二月までの調査でございますが、受理いたしましたのが二千六百六十四件、処分いたしましたのが二千五百八十九件、それで、これはその間の受理と処分でございます。前からの引き継ぎ分を入れますと、まだ未処分の分が全国で法人関係で千九百九十四件というふうな件数になっております。お話のように、事業の処理についてはできるだけ急ぐようにわれわれも指導しておるわけでございますが、昨年度は景気が非常に悪かったというふうな状況もありまして、行政の方向としまして、既存業者の整理

といひますか、あるいは質の改善というふうなことに陸運局は重点を置いて新免については少し景気の回復を待つというふうな傾向もありました。うで、そういう意味で、ある程度申請事業についての処理がはかっている面もあるようでございます。

○鬼木勝利君 どうぞひとつ、あくまで国民のサービス機関だ、国民に奉仕するのだ、大衆のためにやっていくのだという点を忘れないように、役人根性でやってもらったのでは大衆は迷惑をいたしますので、くれぐれもその点は、本省は十分ひとつ監督指導をしていただきたい。

また、たくさん質疑事項を持っておりますけれども、時間がございますので、これで失礼します。どうもありがとうございます。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(熊谷太三郎君) 速記をこめて。
議事の都合により、本案の審査を中断いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。
本案は、去る三月二十五日衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。なお、本案の提出理由の説明は二月十五日に聴取いたしました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。なお、関係当局の御出席は、佐々木厚生政務次官、梅本官房長、渥美医務局長、山本社会保険庁長官、以上の方でございます。御質疑のおおりになる方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤道雄君 この法案に関連して二、三お伺いしたいと思ひますが、まずお伺いしたいのは、衛生検査技師についてですが、衛生検査技師とは言いますが、具体的には一体どんな業務を行なう方方を言ふのかということ、現在全国でどの程度の免許者すなわち資格者がおつて、そのうちどの程度が業務に携わつておるのか、まずそういうことからお伺いいたします。

○政府委員(渥美節夫君) 衛生検査技師と申しますのは、衛生検査技師法によりまして、その衛生検査技師という名称を用ひまして各種の臨床検査あるいは衛生検査を行なえる資格を持った者を言うのでございます。それでは衛生検査とは何かということでございますが、これは法律によりまして、医師の指導監督のもとに、細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査、それに生化学的検査、こういう各種の疾病を治療あるいは診断する際に検査を行ないますが、こういった検査を言うのでございます。それから衛生検査技師法によりまして衛生検査技師という資格を持っております者の数でございますけれども、現在全国で約一万五千名程度おるわけでございます。

○伊藤道雄君 有資格者が一万五千という意味ですね。もしそうであるならば、その一万五千の有資格者が全部業務についておるということではなからうかと思ひます。それとも有資格者のうちで現に業務についておる者が一万五千なのか、その辺はつきりしてない。

○政府委員(渥美節夫君) 大部分が、現職と言ひますが、職務についてございまして、私たちの調査によりますと、資格を持っております者の数が一万六千名で、現職についているのは約一万五千名ということでございます。

○伊藤道雄君 この衛生検査技師の養成については、どのような施設でどのように行なわれておるかということについて。

○政府委員(渥美節夫君) 衛生検査技師法によりまして、衛生検査技師になるためには、高等学校以上の学校を卒業したとして、厚生大臣または文部大臣の指定する養成所または学校におきまして二年間の養成の課程を終わった後に国家試験を受けることになっております。したがひまして、いま先生の御指摘の養成課程でございますが、これは全国におきまして都道府県立、あるいは学校法人立、財団法人立、あるいは個人立というものを含めまして、昭和四十年におきまして三十二

の学校または養成所ができております。ここで約一千六十名の学生定員をもつて養成されているわけでございます。これらが卒業いたしましたして国家試験を受けるという仕組みに相なっているわけでございます。

○伊藤道雄 衛生検査技師を志望する方はどういふ程度になりますか。たとえばいま漸減の方向だとかあるいはほとんどふえているとか、その定員に対して——養成所にはおのずから定員があるのか、定員に満たないのか、そういうことを言っていたらばおおよその見当がつくと思えます。

○政府委員(逓送部次官) 衛生検査技師の需要という問題もこれに前提に相なるわけでございますが、先生御承知のとおり、最近の疾病の診断、治療というものについては、非常に医学技術が進んでまいりましたし、したがって、そういう衛生検査の必要性というものが非常に強くなっております。したがって、厚生省におきまして一応考えております衛生検査技師の必要数というのは、現在の勤務者よりも相当オーバーしているわけでございます。したがって、国といたしましても衛生検査技師の供給面を確保するという必要がございます。現在、先ほど申しましたように、衛生検査技師が約一万五千名でございますが、これはさらにふやす必要があることも、また、現実の姿といたしまして、衛生検査技師の学校数は毎年五校ないし六校程度ふえております。したがって、この衛生検査技師を志願、志望する方々の数もふえてまいっております。競争率につきましてもお尋ねでございますけれども、全国で三十二の養成所、学校がございますが、その競争率がどのくらいかということ、実はまだ私どものほうで調査しておりませんけれども、養成定員、学生定員を割るといふふうなことは何っております。志望者も相当多いということは何っております。

○伊藤道雄 衛生検査技師の業務についてですが、これは言ひまでもなく、公衆衛生とかあるいは医療にとつてきわめて重要な地位であるというところは言ひまでもないのですが、にもかかわらず、なかなか需要を満たし得ない。言いかえると、全国的に不足しているのではないかと思ふのです。そういう事情についてはどうなっているか。○政府委員(逓送部次官) 先ほど申しましたように、衛生検査あるいは臨床検査に対する需要は毎年ふえてまいりまして、厚生省におきます試算で申しますと、これは昭和四十五年を一応私のほうは医療関係におきましてはいろいろと目標の年としておりますが、約三万五千名程度必要になるのではなからうか、かように考えておりますが、現在が、先ほど申しましたように、一万六千といふことでございまして、相当この目標と現在の定員の間にございましては格差がございまして、今後こういふ衛生検査技師の養成所の設置、衛生検査技師の確保という点につきましては意を用いる必要があると、かように考えております。

○伊藤道雄 そこで、だいたふ不足しているという実情はわかったわけですが、どういふところに原因があつて不足しているのか、そして、その原因を突き詰めた上で対策を講じられないかと思ふんですが、そういうことについて御説明いただきたい。

○政府委員(逓送部次官) この不足を緩和するためには、不足の原因は何であるかということとは当然検討されなければならないわけでございますが、第一点といたしましては、この衛生検査技師の仕事を仕事として、相当の人間がこれに従事していることは事実なものであります。ただ衛生検査技師というものは、先ほど冒頭御説明申し上げましたように、名称制限といった検査業務に従事する者の衛生検査技師と言ひということになつておりますので、実際問題といたしましては、衛生検査の業務に従事している者は、この資格と言ひますか、名称を持つて行なう者と同数あるいはそれ以上になるのではないかと考へております。したがって、そういう点で名称制限があるというふうな問題が一つあるかと思ひます。それから第二は、これは一般的に言へることでございますが、医療従事者に関する処遇の問題もあらうかと、かように考へておるわけでございます。大体そのほか幾つかの理由もあらうかと思ひますが、大きな問題としてはそういう点になるのではないかと思ひます。

○伊藤道雄 先ほど説明の中で、毎年数校ずつふえている傾向にあるという御指摘があつたわけですが、四十一年度では国立大阪南病院に衛生検査技師養成所を附置するということがございまして、これは先ほど、現在三十二校という御説明がありましたが、これはほとんど病院などに附置されておるのか、独立のものの中にもあるのか、そういうこと、この大阪南病院を特に選んだのは何か理由があるのか、そういうことについて伺いたい。

○政府委員(逓送部次官) 昭和四十年におきまして、三十二の養成所、学校の数は三十二でございまして、三十二の学校、養成所を設置しておりますが、主体でございますが、いろいろな経営主体といひますか、設置主体がございまして、都道府県がつくっているものも九つばかりの中にございまして、それから、国立大学の附属病院に附置されている養成所もございまして、それから、純然たる学校法人で経営している、設置しているというのもございます。そこで、ただいま御指摘のありました、今回国立病院の附属機関といたしまして衛生検査技師養成所をつくるのは、今回が、本年度が初めてでございます。いままで国立でつくつておりますのは、すべて文部省所管の大学附属病院の附属養成所でございます。国立病院の附属養成所は今回が初めてでございます。その理由といたしましては、第一点は、最近の、先ほど申し上げましたような衛生検査技師の需要が非常に高まつてきたというふうなことで、したがって、国といた

しましてはその供給力の一翼をなうというふうな点でございますが、特に最近の成人病による死亡率あるいは成人病に対する対策の重要性ということにかんがみまして、国立といたしまして、国立病院を中心といたしまして衛生検査技師の確保ということが非常に大きな課題となつてきたわけでございます。なお、さらに第三の理由と申しますけれども、関西方面におきましては、その数が他の地区に比べて比較的小さい、学校、養成所の数が少ないというふうな現状もございまして、今回国立大阪南病院に設置いたしたい、かように考へておるわけでございます。

○伊藤道雄 この大阪の南病院に附置される養成所については、大体養成人員とか教職員、養成のための経費、そういうものの概要について一応御説明を願ひたい。

○政府委員(逓送部次官) 修業年限は、先ほど申し上げましたように、二年でございます。養成人員は各学年二十名ずつでございます。養成人員の学生定員は四十名と相なつております。トータルの学生定員は四十名と相なつております。予算額といたしましては、国立病院特別会計におきまして人員の経費あるいは事業費等合わせて八百二十九万円を計上いたしておりますわけでございます。養成するための指導職員でございますが、これは国立大阪南病院の職員をもつて充てますけれども、専任の職員を一名ばかり置いてこれに充てるということにいたしております。

○伊藤道雄 この国立のもの、大阪南病院をもつて嚆矢とする、最初の企てのようですが、そこで、国立のものについては他の養成所に見られないような何か独自のものがあるのかないのかという点、今後の衛生検査技師の不足に対応するために、こういうことで病院に養成所を附置しようとする計画があるのかないのか、こういうことについて。

○政府委員(逓送部次官) 国立の養成所でございますので、その特殊性を考へるべきではないかというふうな御質問でございます。まあ、医学、医

術というふうな点、非常に高度の学問の点になります。やはり国立病院は国立病院の特殊性を持つた運営とその性格を持たしていききたいということを考えて私たち運営しているわけでございしますが、衛生検査技師養成所というふうな、何といいますが、そういう内容になりますと、特に国立病院に附置されたからといって、その養成所のカリキュラムが他のカリキュラムと違うというふうなことが特に強いは言えないのじゃないか、かように考えます。むしろ、この国立の附置養成所におきましては、国立病院が全国に八十カ所近くございしますが、そういうところに働く衛生検査技師の養成というところもあわせて考えてみたい、かように考えておるわけでございします。なお、今後の問題でございしますけれども、これは今後やはり地域の需要によりまして、実情によりまして、必要であるというふうなことに相なりますれば検討はしてみたい、かように考えているという程度でございします。

○伊藤道雄君 この衛生検査技師を含めて、そのほかに看護婦とか保健婦あるいは診療所のエックス線技師ですか、こういう、いわば医療関係の補助的職員、一括して、こういう方々の絶対数の不足は何としてもこれは緊急の問題だと思つていますが、そこで、このことは国民健康の保持という、そういう点からも非常に大事な点なんです。実情は、看護婦に限らず、保健婦、いずれもみな不足、しかも、相当不足しているというのが現状ではなからうかと思つて、よほど抜本的な方法を講じないと、この不足を補うことはできない実情にあるように思つていますが、たとえば、個人の病院でも看護婦さんがどうしても手に入らぬから、また病院をやめてもおつた病院に戻るとか、たとえばそういう実情が相当あるようです。大病院でも看護婦さんが足りないの、せつ々あるベツドも閉鎖してしまつて一部は使わない、こういう実情が各方面からあげられているわけです。これは通り一べんの対策ではなかなか容易じゃない。そういうことになる、抜本的に対策を講

ずるといふことになる、やはり、どうして不足しておるかという、まずこの原因を究明しなければいけません。そこで、お伺いするわけですが、厚生省としてはこの不足している原因が那邊にあると考えるか、その原因を究明して初めて対策は講じられるかと思つて。

○政府委員(佐々木義武君) いろいろ種類があると思つて、何と申しまして、養成所そのものの不足という点が第一点だと思つて。

第二点は、一たん看護婦になりますと、就学の道にいそしむことが大切でありまして、そういう人たちに對して何らかの奨学資金を貸与して将来に明るい希望を持たすというふうな、そういう点が少し欠けておつたのではないかと思つて。

三番目は、いまま看護婦さんをして、家庭に帰っていく人がある。こういう人たちに對するいろいろな、まあ再度働いていただくような手段方法というのに対して十分な配慮が払われていなかったのではないかと。あるいは、何と申しましても、一番これは根本かと思つて、待遇の問題がある。ああいう激職でもあり、非常にまた患者相手のつらい仕事でございします。特殊な待遇を与えてしかるべきなのに、必ずしもそうなっていないか、といったようなことが原因かと思つて。

○伊藤道雄君 いまおっしゃるのはどこか原因を究明しなければ対策も講じられない、その原因ですが、いろいろあるわけですが、私はこう思つて、たとえば、看護婦さんにしても非常に処遇が悪い、待遇が悪い。にもかからず、逆に労働量は相当多いわけですね。看護婦さんなんか一日はたばた、休みも少ない。いわゆる低賃金でかつ、労働過重と、こういうことで、もう長く続いていると疲労感も出てしまつて。しかも、処遇はあんまり芳しくない。だんだん看護婦に對する魅力が失つておるのじゃないか。こういうことで、いろいろ機会あるごとに宣伝しておるようですが、にもかからず、依然として看護婦さんは不足しておると、それで、まあ東京都内だけでも

七千から看護婦さんは不足しておる——調査のしかた、単位の取り方でそういう数字は相当開きが出てくると思つて、その方面の方々が、一応都内の看護婦さん不足は七千だと指摘しておるわけですね。その数は的確であるかどうかは別として、事ほどさういふ看護婦さんは不足して、ということだけははっきりしておるわけですね。これはゆゆしい人道上の問題にもつながる問題だと思つて。人命尊重にもつながると思つて。一つ申し上げるに、佐藤内閣は人命尊重ということの一つの柱として、そういう筋からいって、これは抜本的な方策を講じないと、ただ国会で質問があつたからおぎなひの答弁をしておつただけではこの問題は解決しないと思つて。そこで、お伺いするわけですが、大臣にお尋ねしたいところですが、何か抜本的な方策を厚生省では考えておられるのですか。もし抜本的な方策を考えておられるとすれば、具体的にはどういふことか。通り一べんのありふれた対策ではなかなか解決しない問題だと思つて。この点について。

○説明員(湯美節夫君) 医療制度全般の問題につきましては、国民皆保険の現在におきまして、国民皆保険以前の医療制度というふうなことで、そういう点につきましては、根本的に改善を要する問題が多々あることは事実でございします。それで、厚生省といたしましては、昭和三十三年に医療制度調査会という厚生大臣の諮問機関の答申を受けまして、この答申は、医療施設の問題も含めまして医療関係者の問題その他医療制度の各般の問題につきまして御意見を個別的に承つたのでございします。その線に従つていろいろと作業なり施策を進めておるわけでございします。医療制度調査会におきまして、看護対策につきましてもいろいろのことを述べられておるわけでございします。

第一点は、看護業務というものを、現在看護業務が本来の意味の看護業務以外のいろいろな雑然とした業務を含んでおる。したがって、看護業務自体を本来の意味の看護業務のように整理を

する。そういう必要があるのじゃないかというふうな問題が基本でございします。それで、そこで具体的に、さういふふうな近代的な看護業務というふうなものを確立するとともに、看護に關する教育制度についてまず第一に述べられておる。それは、看護婦の教育というものは、現在法律によりまして、高等学校を出たから、三年の課程を経まして国家試験を受けることになっておる。同時に、保健婦、助産婦という、看護業務に關連した別な業務がございまして、それぞれ保健婦とか助産婦というふうな資格を持っておるわけでございします。さういふ保健婦、助産婦、看護婦の教育を一元化してみたらどうかというふうな意見がひとつ教育制度の問題として出ておるわけでございします。この問題につきましては教科課程その他の問題がございします。いま文部省と共同いたしまして作業をしておるわけでございします。それから、第二点といたしましては、現在、いま申し上げましたような養成課程を出しますと、看護婦という名称を持った資格でございします。看護婦と看護婦と二つの看護婦の指針を受けて看護の業務をするというふうな法律の規定に相なつておるわけでございします。したがって、この看護婦と看護婦と二つの看護婦の指針を受けて、先ほど次官から御説明申し上げましたように、看護婦の養成所を拡充するという問題、あるいは看護婦の学校、養成所にある人たちに對する、学生に對する奨学資金を大幅にふやすという問題、あるいはまた、現在十萬と言われておるリタイアした——休業といひますが、家庭に入つた看護力を動員する、こういうふうな問題。また当然処遇の問題もございします。当然処遇の問題もございしますが、さういふ問題についても述べられておるわけでございします。基本的な、抜本的なと言ひますが、医療制度上における看護制度の問題点

○伊藤藤道君　これは三十九年十月東京にあった問題ですが、東京のある都下の病院で資格のない看護婦さんが誤った注射をやつて人を死なしたと云ふ、そういう事件があつたのですけれども、こゝういふふうに見ても看護婦さんの人手が足りないもので、つい無資格の看護婦さんまでが注射をせざるを得ない羽目になるわけですね。しかし、あやまちはないところから起きてきて、そういうことがあつて、看護婦さんの数が足りないことによつてあつちにならうかと思ひますね。そういう問題はあまり聞かぬといふので安心してゐるわけですが、理論としては、看護婦——有資格の看護婦さんが、足りない、無資格の看護婦さんがこれを補充して、つゝい、そういうことまでやるようにならうかと思ふのです。こゝういふ点からも、人命尊重といふたてまえから言つて、こゝういふ問題は相當重大な問題として対策を講じていかないと容易ならぬことにならうと思ふのです。そこで伺ひましたのは、看護婦さんでもない、準看護婦さんでもない、いわゆる見習い看護婦さん——これは通称でしょうが——そういう無資格者が各病院に相當あつるかと思ふんです。それはどういふ数字になつておられますか。そして、これは病院にとつてながら医師会の併置しておる養成所などに通つておつて、何年か後には資格が取れる見通しがあるのか、そういうことについて伺ひしておきたい。

○政府委員(逓美節夫君)　法律によりません看護婦の数でございますが、これは法定の届け出そのもの他がございせんわけでございますので、その具体的な数字については正確には把握できないわけでございます。ただ、私たちのほうのある調査によりますと、そういう見習い看護婦なり、あるいは看護助手とか、あるいは副看護婦とか、まあいろいろな名前前で世の中で呼ばれておるような看護補助者と称する者の数は、推計いたしました

約九万というふうに考えておるわけでございます。ただし、この中には、先生先ほどお話しございました看護学校——看護婦の養成所なり看護婦の学校で働いておられます学生は含んでおりません。そういう数字でございます。

それから、先ほどの御質問に對しますお答えでございますが、夜間看護手当の総額でございますが、国立病院、国立療養所を含めまして、昭和四十一年度におきます予算総額は一億三千八百万というところでございます。

○伊藤道雄君 時間の関係もございまして、最後に一点だけ伺いしておきますが、先ほど伺いましたように、看護婦さんとか、あるいは保健婦の方、エックス線の技師さん、こういう方々、要は医療関係の職員の方々ですね、そういう方々の処遇を改善するとか、いわゆる労働条件を改善するとか、そういうことから、やはりそういう人命を預かる医療関係の職員の方々の正常な労働条件を法によってある程度保障する、法によって保障するということが望ましいと思ふんです。たとえば、また、そういう方々の最低賃金制を確立するとか、一にかかつて労働条件にみな含まれる問題ですが、そういうのは法によって保護するという、そういう方法によってもだいたい成果はあげ得るのではなからうかと思ふんです。現状のままではなかなか賃金が低い、こういうことなので、これはよほど重大な課題として、厚生省の今後の大きな問題にならうかと思ふのです。千葉の問題から、病院とかお医者さんのあり方が強く批判されておるから、今度、反面、そういう病院なりお医者さんの面にも看護婦さんの不足とか、あるいは保健婦の不足とか、いろいろまたそういう悩みがあらうかと思ふのです。こういう問題を解決するには、やはり法によってある程度そういう条件を確保する。まあ、いままですぐそういういたしますという答弁を要求しておるわけではなくして、そういう点、十分やはり検討に値する問題だと思ふのです。そうだとすれば、今後そういう点じっくりと真剣に取り組んで、

できることから一つ一つの具体的に解決していく、こういう心がまえが必要ではなからうかと思ふのです。先ほど申し上げましたように、せっかく病院を建てた、しかし、看護婦さんが足らなくてベッドを全部使えないで一部遊ばしておくと、これはまことに不合理な矛盾した話だと思ふ。そういうことで、この際、そういう方向に厚生省としては大きな眼目として取り組むべきだと思ふのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐々木義武君) 低賃金と申しますか、待遇あるいは労働条件等の改善のためには、一生懸命、さつきから御説明申し上げましたように、努力中でございますが、しかし、先生の御指摘のように、こういう特殊な業務に関しては特殊な法的な面で保護をしたほうがいいんじゃないか、という問題は、確かに傾斜に値する御意見だと思ふ。ただいまの段階ではそこまで踏み切っておりませんけれども、今後一生懸命ひとつ検討いたしまして、できる限り、いまの不足しております各種の医療補助機関と申しますか、そういうものの充実につとめてまいりたいと思ふ。○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記起として。ほかに御発言もないようでございますから、本案につきましては、本日はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時七分散会

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、防衛施設周辺の整備等に関する法律案

防衛施設周辺の整備等に関する法律案
防衛施設周辺の整備等に関する法律
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 防衛施設周辺の整備(第三条—第八

第三章 損失の補償(第九条—第十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の運用により生ずる障害の防止等のため必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の整備

(障害防止工事の助成)

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行なうときは、その者に對し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設

四 水道又は下水道

五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行なうときは、その者に對し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(民生安定施設の助成)

第四条 国は、防衛施設の周辺地域を管轄する市町村で当該防衛施設の運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に對し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定飛行場周辺の移転の補償等)

第五条 防衛施設庁長官は、自衛隊等が使用する飛行場で政令で定めるところの周辺における住民のこうむる障害の軽減に資するため、当該飛行場の周辺の一定の区域を、政令で定めるところにより、指定することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の指定の際現にその指定に係る区域(以下この条において「指定区域」という。)に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下この項において「建物等」という。)の所有者が当該建物等を指定区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等

に關する所有權以外の權利を有する者に対し、
予算の範圍内において、当該移転又は除却によ
り通常生ずべき損失を補償することが出来る。

3 国は、政令で定めるところにより、指定区域
に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを
申し出るときは、予算の範圍内において、当該
土地を買入れることが出来る。
(資金の融通等)

第六條 国は、第三條の工事を行なう者又は第四
條の措置をとる市町村に対し、必要な資金の融通
又はあつせんその他の援助に努めるものとする。
(国の普通財産の譲渡等)

第七條 国は、第三條の工事又は第四條の措置に
係る事業の用に供するため必要があると認める
ときは、地方公共団体その他の者に対し、普通
財産を譲渡し、又は貸し付けることが出来る。
(關係行政機關の協力)

第八條 關係行政機關の長は、その所掌事務の遂
行に当たつては、防衛施設の周辺における生活
環境及び産業基盤の整備を図るに努めるもの
とする。

2 内閣総理大臣は、關係行政機關の長による前
項の整備に係る事務の遂行について、当該關係行
政機關の長に対し、意見を述べることが出来る。

第三章 損失の補償
(損失の補償)

第九條 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適
法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業
を営んでいた者がその事業の経営上損失をこう
むつたときは、国がその損失を補償する。

一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲
車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若
しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
の

二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な
実施で政令で定めるもの

三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償
又は損失補償の責めに任ずべき損失については、

適用しない。
3 第一項の規定により補償する損失は、通常生
ずべき損失とする。

(損失補償の申請)
第十條 前條の規定による損失の補償を受けよう
とする者は、總理府令で定めるところにより、
その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事
を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に
提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したと
きは、その意見を記載した書面を当該申請書に
添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければ
ならない。

3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したとき
は、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべ
き場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを
都道府県知事を経由して当該申請者に通知しな
ければならない。
(異議の申出)

第十一條 前條第三項の規定による決定に不服が
ある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起
算して三十日以内に、總理府令で定める手続に
従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出るこ
とが出来る。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があ
つたときは、その申出のあつた日から三十日以
内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失
を補償すべき場合には補償の額を決定し、これ
を申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)
第十二條 政府は、前條第一項の規定による異議
の申出がないときは、同項の期間の満了の日か
ら三十日以内に、同項の規定による異議の申出
があつた場合において同條第二項の規定による
決定があつたときは、同項の通知の日から三十
日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補
償金を交付する。
(増額請求の訴え)

第十三條 第十一條第二項の規定による決定に不
服がある者は、その決定の通知を受けた日から
三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求す
ることが出来る。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。
(争訟の方式)

第十四條 第十條第三項の規定による決定に不服
がある者は、第十一條第一項及び前條第一項の
規定によることによつてのみ争うことが出来る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四
号)の一部を次のように改正する。
第四十五條中第七号を第八号とし、第六号を
第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和
四十一年法律第 号)第三條から第五
條までの規定による措置及び同法第九條第
一項の規定による損失の補償に関すること。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第
一七二四号)(第一八三九号)(第一八五五号)
一、傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(第
一七八〇号)(第一七八一五号)(第一八五六号)
(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八八二
号)(第一九〇九号)
一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員
等の恩給、共済問題に関する請願(第一八一
二号)(第一八一四号)(第一八一五号)(第一九
〇八号)(第一九二二号)
一、各種共済組合法の増加恩給受給権者に対す
る不均衡是正に関する請願(第一八四〇号)

第一七二四号 昭和四十一年四月八日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 岐阜市長良門前町 玉井茂外百五
十七名
紹介議員 中村 波男君

第一八三九号 昭和四十一年四月十二日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願(七通)
請願者 鹿児島市武町八〇二 石神重男外
四百五十七名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一八五五号 昭和四十一年四月十二日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 群馬県桐生市天神町一の二二二
根差道治外六十七名
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一七八〇号 昭和四十一年四月八日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
請願者 京都市中京区富小路通御池上ル京
都府傷病軍人会内 山科喜一
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第一七八一五号 昭和四十一年四月八日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
請願者 広島市千田町三ノ一〇ノ七財団法
人広島県傷病軍人会会長 山本玉
行外一名
紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第一八五六号 昭和四十一年四月十二日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛
媛県民生部世話課内愛媛県傷病軍
人会連合会内 矢野介介
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一八五七号 昭和四十一年四月十二日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
請願者 福井市西宝永町一ノ六二二社会福祉会館内財団法人福井県傷病軍人
会会長 山田善夫外一名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第一八五四号 昭和四十一年四月十一日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(六通)
請願者 北九州市門司区大里柳原町 松尾秀臣外五名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第一八五八号 昭和四十一年四月十二日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
請願者 札幌市北三条西二丁目道福社館内
北海道傷病軍人会内 本田貞三外一名
紹介議員 小林 篤一君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第一八五五号 昭和四十一年四月十一日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(十一通)
請願者 宮城県仙台市中江町北区一〇二
桜井久七外十名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第一八八二号 昭和四十一年四月十三日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
請願者 山口市大字上宇野令字春日二、〇
八六社会福祉会館内財団法人山口県傷病軍人会会長 松永憲太
紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第一九〇八号 昭和四十一年四月十四日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願
請願者 福岡県筑上郡築城町築城 鞘野浩
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第一九〇九号 昭和四十一年四月十四日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
請願者 名古屋市熱田区森後町一ノ七五愛知県傷病軍人会内 長尾正文外一名
紹介議員 草葉 隆國君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第一九二二号 昭和四十一年四月十四日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(三通)
請願者 北九州市門司区丸山中学通 岡部九十九外二名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第一八一二号 昭和四十一年四月十一日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(三通)
請願者 北九州市門司区大里東新原町 白
浜春義外二名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第一八四〇号 昭和四十一年四月十二日受理
各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願
請願者 長野県南佐久郡白田町入沢 日向
大典
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第十九号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
四 四 から 復合 複合
六 ニ 八 七 いろいろ いろいろ
八 四 二 ぎしぎした ぎしぎした
九 一 から 九 一 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害

シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害
シ 二 三 三 障害